

## 森林・林業施策の基本方向について 【第3期戦略プランから抜粋】

島根県の森林資源は利用期を迎え、伐採可能な面積が増大する中、木を「伐って・使って・植えて・育てる」循環型林業の推進による林業・木材産業の成長産業化が期待されており、原木増産や再造林、きのこ栽培の振興を図る必要があります。

主伐や再造林に向けた森林所有者の伐採意欲を喚起し、原木増産に必要な基盤整備や再造林に必要な苗木の増産、木質バイオマスの安定的供給体制の構築、高品質・高付加価値の木材製品製造と県外・海外への販路拡大を推進します。

中山間地域での重要な栽培作物であるきのこのブランド力を高め、生産施設の更新・規模拡大、新品種の導入などによる生産を拡大します。

また、水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収など森林が有する多面的機能を維持・発揮させるための森林整備・保全対策や、企業・県民等による森づくり活動を進めます。

### 1. 需要に応える原木増産

本県の林業は、間伐から主伐への転換と天然林の伐採促進により、伐採量が増加してきました。

一方で、県内の製材工場や合板工場などの木材需要に対する県産原木自給率は、未だに30%台であり、県産原木に置き換える余地は十分にあることから、原木増産と木材の供給体制の強化が必要です。

このため、森林経営計画の作成、生産基盤の整備、労働力の確保と技術力向上などにより、需要に応える原木の増産を推進します。

また、昨年操業を開始した木質バイオマス発電所に供給する燃料用チップの原料となる林地残材を大量かつ、長期安定的に供給するための体制強化を図ります。

### 2. 木材製品の品質向上・出荷拡大

循環型林業を推進し、県内の林業・木材産業を成長させるためには、増産される県産原木を県内の加工工場に出荷し、高品質・高付加価値製品に加工し、出荷することが重要です。

近年、製材、合板、チップの製造業では設備投資が進み、高品質・高付加価値製品を製造する能力が大幅に向上しました。また、県内の製材工場等が連携した販路拡大の取組みにより、県外出荷が順調に伸びつつあります。

この動きを一層進めるために、更なる高品質・高付加価値化や、県内需要と海外を含めた県外への出荷拡大を推進します。

また、木質バイオマス発電所等へ供給する燃料用チップの安定供給を推進します。

### 3. 低コスト再造林の推進

近年の原木生産量の増加に伴って、再造林に必要な森林の増加も見込まれますが、原木価格の低迷により森林所有者の再造林に対する意欲が減退しており、伐採跡地がそのまま放置されることが懸念されます。

このため、森林経営計画に基づく計画的な主伐・再造林を推進するとともに、再造林の低コスト化を図り、森林所有者の負担を軽減することが必要です。

低コスト再造林にあたっては、コンテナ苗や低密度植栽、伐採と植栽を同時期に行う一貫作業システムなどの導入を積極的に進めます。

また、再造林に必要な優良苗木の安定供給を図るため、増産に向けた体制を整備します。

### 4. 林業担い手の育成・確保

森林所有者の高齢化や不在村化に伴い森林組合等林業事業体には、森林を管理し、木材生産を行う林業の担い手としての役割が求められています。

森林組合等林業事業体における林業就業者は、新規就業者の増加や、平均年

齡の若返りなどが見られるものの、総数は横ばい傾向であり、原木増産や木質バイオマス用の林地残材の出荷、その後の再造林などによる事業量の増加に伴い、緊急増員が求められています。

林業就業者の育成・確保と定着率を高めるため、森林組合等林業事業体における安定的な事業量を確保して、その経営基盤を強化し、労働環境や就労条件の改善、技術力の高い人材の育成のための取り組みを推進します。

## 5. きのこと産業の強化

きのは、中山間地域での定住を支える重要な栽培作物です。

近年、他県産きのことの競合激化や原発事故の風評被害による価格下落と燃油高騰等によるコストの増加により、きのこと栽培の収益性が低下しました。

このため、平成25年の県内のきのこと生産量は、ピーク時の平成21年から600トンの減産となりました。

ところが、燃油価格が落ち着いたことやきのこと価格が若干上向いたことにより、平成26年の生産量は、前年から100トン増加しています。

各産地では、特色あるきのこと生産や菌床製造・栽培・集出荷施設の増設や改修、新規参入者の確保により、きのこと増産への取り組みを始めています。

今後、きのこと増産を定着させるため、安全・安心な県内産きこのブランド強化や低コスト生産を促進し、中山間地域研究センターの研究成果を活かした新品種導入に取り組みます。

## 6. 公益的機能が強く災害に強い森林づくり

局地的な豪雨や台風などによる山地災害や松くい虫などの病虫害による森林被害から県民の安全で安心な暮らしを守るためには、森林の整備・保全を適切に実施し、水源の涵養、山地災害の防止、地球温暖化の防止などの森林の持つ公益的機能の維持・増進を図る必要があります。

このため、保安林や山地災害危険地区において、荒廃森林の整備や治山施設の設置によるハード対策と警戒避難体制の整備などのソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を推進します。

また、松くい虫対策では対象森林を重点化し、徹底した予防・駆除対策により、被害拡大防止に努めます。

ナラ枯れ被害については、被害木の処理などにより拡大防止を図ります。

## 7. 県民・企業参加の森づくり推進

水源の涵養や山地災害の防止などさまざまな役割がある森林は、県民共有の財産です。

島根県では、豊かな森林を次世代に引継ぐため、平成17年に「水と緑の森づくり税」を創設し、不要木の伐採等による森林の再生や、県民自らが企画立案した森づくりなどを推進しています。

また、平成18年度から県内外の企業が、県内の森林整備に直接参画する「しまね企業参加の森づくり」を行ってきました。平成22年度にはCO<sub>2</sub>吸収量を認証する「島根CO<sub>2</sub>吸収認証制度」を創設し、平成23年度からはCO<sub>2</sub>固定量を数値化して認証する「島根CO<sub>2</sub>吸収・固定量認証制度」に発展させ、多くの企業が県内の森林を活用したCSR活動を推進しています。